

別表十六(七)

「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、中小企業者（適用除外事業者を除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人（常時使用する従業員の数が500人以下のものに限ります。）が措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 1 「少額減価償却資産」とは、措置法第67条の5第1項に規定する減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（一定のものを除きます。）をいいます。

2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので御注意ください（中小企業者の判定については、87ページを参照してください。）。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類1」、「構造2」及び「細目3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月4」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」	法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。	
「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」		「8」の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

3 根拠条文

措置法67の5、措置法令39の28